

3. 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

位置設定の考え方

JR信濃大町駅から大黒町追分交差点に至る中央通りを中心とする周辺の市街地は、行政、文化、教育、福祉、医療など多様な都市機能も集積していることから、第2次計画において、約105haを中心市街地として設定しています。

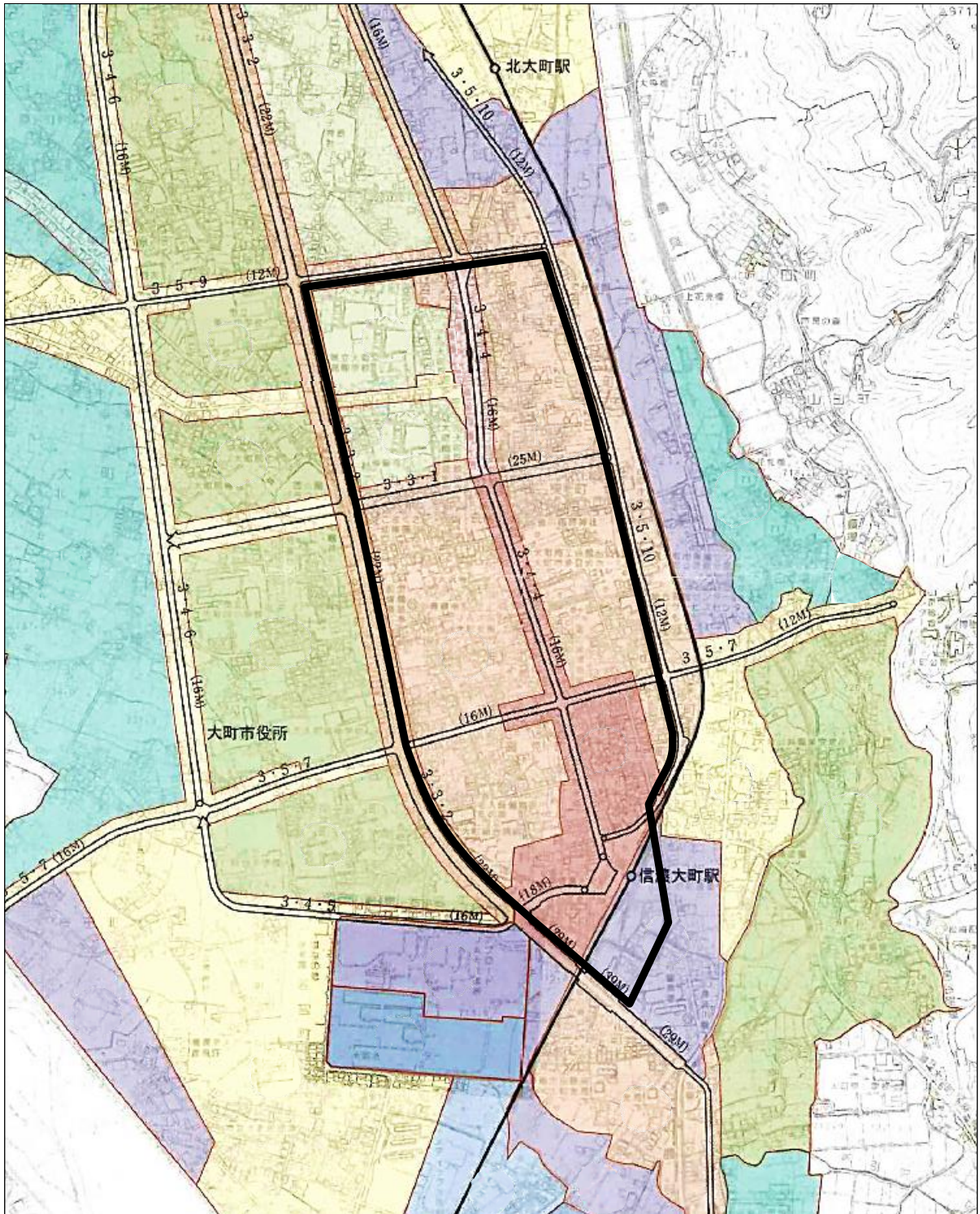
第3次計画においても、第2次計画に準じて中心市街地の位置を設定します。

[2]区域

(1) 区域

下の図に示す約105haを中心市街地の区域として設定します。

(太枠の内側の区域)



中心市街地の位置及び区域

[3]中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>大町市における商店街組織は10におよび、そのうち相当数の小売店舗が集積している商店街は、中央通り沿線の九日町銀座商店街、上仲町商店街振興組合、下仲町商店街振興組合、大町駅前本通り商店街振興組合などがあり、1つの商業圏を形成している。</p> <p>また、JR信濃大町駅は、当市において最も乗降客数の多いJRの駅であり、通勤・通学手段においても大きな役割を担っており、市街地の南端に位置している。</p>
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用状況及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>土地利用、施設立地、商業活動等の状況・動向を総合的に勘案し、機能的な都市活動の確保、商業活力の維持において、一体的な整備が必要な範囲を検討すると次の図のような範囲となる。</p>

	<p>中心市街地として一体的整備が望まれる概ねの範囲</p> <p>小学校や中学校をはじめとする教育施設多く立地するエリア</p> <p>中央通り線を中心とした商店街</p> <p>合同庁舎、総合福祉センターが立地するエリア</p> <p>塩の道ちようじや、街なみ環境整備事業がなされた歴史的町並みが残るエリア</p> <p>市立大町総合病院があるエリア</p> <p>公共交通結節点として機能しているJR信濃大町駅</p>
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。</p>	<p>大町市は、日本海と松本を結ぶ「塩の道」の中間点に位置し、古くから荷継宿の町として中心市街地が形成された。</p> <p>近年の動向として、通勤通学者の状況をみると、最も流入が多い町村としては池田町、松川村、安曇野市があり、次いで白馬村などの近隣都市からの流入がある。</p> <p>また、商圈構造においても、小谷村、白馬村、松川村、池田町を吸引し、大町市商圈を形成している。</p> <p>これらを総合的に判断すると、既存中心商店街や広域交通拠点でもあるJR信濃大町駅、歴史的町並みを残す地域を含めたエリアを中心市街地として設定することが、近隣都市を含めた地域の発展に有効かつ適切であると考えられる。</p>